

令和元年度 厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）
総括研究報告書

障害児支援のサービスの質の向上のための外部評価の実施とその検証のための研究

研究代表者 内山 登紀夫（大正大学心理社会学部臨床心理学科）

【研究要旨】

近年事業所数設置率の広がりをみせている障害児通所支援の事業では、サービス事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっている。また障害児入所支援の事業においては、対象とする児童の多様性などの点から、支援の質の高さが求められている。したがってこれらの支援事業者に対し、第三者評価導入の必要性が指摘されている。しかしながら、任意で受審する現行の第三者評価の仕組みは、普及しているとは言いがたく、評価内容および評価者の養成方法から、外部評価の普及促進のための方策まで一括して検討する必要がある。

本研究班では、先行する研究班で構築した外部評価システムを基盤にし、全体にシステムを見直し、新たに評価者養成講座を実施した。それをもとに84事業所を評価し、児童発達支援、放課後等デイサービス、入所施設を直接評価した。さらに事業者、評価者、保護者へのヒアリング・アンケートを行い現状と課題を把握した。その結果、評価の高い事業所においては欠けているのは支援効果に関する継続した評価であり、評価の低い事業所においては、利用児のアセスメントの不足による障害特性の把握や個別の支援目標の設定に課題があることが明らかになった。

構築した外部評価項目、外部評価マニュアル、評価者養成講座カリキュラムへの事業者、評価者、保護者の評価は高く障害児福祉サービスの質の向上に役立てることが可能であることが確認され外部評価の有効性が明らかになった。今後は、現場で実施できるための方法を検討することが必要である。

【研究分担者】

松葉佐 正（熊本大学医学部附属病院）
安達 潤（北海道大学）
堀江 まゆみ（白梅学園大学）
齊藤 真善（北海道教育大学）
宇野 洋太（大正大学）
稲田 尚子（帝京大学）

児童の多様性などの点から、支援の質の高さが求められている。したがってこれらの支援事業者に対し、第三者評価導入の必要性が指摘されている。しかしながら、任意で受審する現行の第三者評価の仕組みは、十分に普及しているとは言いがたく、評価内容および評価者の養成方法から、外部評価の普及促進のための方策まで一括して検討する必要がある。

A. 研究目的

近年事業所数設置率の広がりをみせている障害児通所支援の事業では、サービス事業所間の支援の質の格差が大きいことが課題となっている。また障害児入所支援の事業においては、対象とする

我々はこれまで、2017～18年度に厚生労働科学研究費補助金「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」によって障害児支援を実施している事業所に対する新たな、第三者による外部評価の評価項目

を作成し、それに基づいた外部評価を実施するため、評価者養成プログラムを開発してきた。本研究の目的は、同プログラムの妥当性を検証すること、またそのプログラムによって養成された評価者による外部評価および専門的フォローを実施し、その有効性を検証することである。

B. 研究方法

外部評価の質を担保するため評価者養成プログラムを実施し、養成された評価者が事業所への信頼性の高い評価の実施と、それに基づく質の高い専門的フォローの実施が可能となることを期待している。全国で100カ所程度の事業所で外部評価を実施する。また評価の効果を検証するため、外部評価を受けた事業所の職員へのアンケート調査を実施し、ニーズとの適合性や有効性を検討する。家族支援に関する項目については、サービス利用者の家族への質問紙調査の実施によって評価者による評価結果との妥当性を検討することができるため、同意の得られた家族に対して質問紙調査を実施する。

本研究ではこれまでの先行研究を踏まえ、先行研究で開発してきた外部評価項目および評価者養成プログラムの妥当性の検討、また実際に全国100カ所以上の事業所で評価とそれに基づく専門的フォローを実施し、その有効性の検討を行う。

(倫理面への配慮) 福祉サービス機関の職員および利用者を対象としたアンケートおよび面接調査等に関しては、個人情報の保護に十分留意し「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」を遵守し、研究代表者の所属する機関の倫理審査委員会に申請を行い、実施の承認を受けた。

C. 研究結果と考察

1. 外部評価の概要と評価者養成講座の試行

「障害児支援のサービスの質を向上させるための第三者評価方法の開発に関する研究」構築した外部評価モデルをもとに新たに外部評価を実施する中で生じた疑問点や変更点について評価者からのフィードバックを得て必要な変更を行なった。さらに、新たに評価者養成プログラムを作成し、①到達目標、②受講対象者の要件、③実施時間、④研修内容の選択、⑤研修の効果測定の方法、⑥受講後のフォローアップの方法の6点について検討した。評価者養成講座を試行し、養成講座参加者による外部評価を実施した。その結果、評価者養成講座は所期の目標をある程度達成したことが確認された。

2. 障害児支援事業所の外部評価一段階評価の結果から

研究班全体で、全国の放課後等デイサービス事業、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、居宅型訪問発達支援事業、入所施設(医療・福祉)の事業所を対象に、2019年9月～2020年2月にかけて、外部評価を実施した。当初の研究計画では、全国100事業所の外部評価の実施を目指していたが、2020年2月頃からの新型コロナ感染拡大に伴い、外部評価者の研究参加および被外部評価事業所の受け入れが困難となったため、84事業所にとどまった。その内訳は放課後等デイサービス事業37、児童発達支援事業32、保育所等訪問支援事業11、居宅型訪問発達支援事業0、入所施設(医療)2、入所施設(福祉)2であった。居宅型訪問発達支援事業所の外部評価も当初計画されていたが、上述の理由により実施ができなかった。全事業所、事業所種別ごとに各項目の得点分布を見て、天井効果、フロア効果がある項目を検討した結果、そのような項目はなく、適切にサービスの質を段階評価できることが明らかとなった。また全事業所に対して、総合評価(S・A・B・C・D)の5

段階評価) 別に各項目の得点平均を出し、総合評価別に得点平均が 2.5 点以上の項目を概観し、評価別の事業所の現状と課題を検討した。A 評価の事業所は全体的にいずれの項目も高評価であったが、最も欠けており今後重視していく視点として、支援の効果に関する継続的かつ数量的な評価であることが明らかとなった。B および C 評価の事業所は、保護者に対しては価値観を尊重し共感的な態度で対応していることが明らかとなったが、利用児のアセスメントスキル、その結果に基づく支援目標の設定、障害特性に応じた個別的な対応が課題となることが示唆された。

3. 児童発達支援事業所の現状と今後の課題—外部評価の結果から—

児童発達支援の外部評価報告書に基づいて、評価対象となった事業所の支援の実際を整理して課題を提示し、サービス向上のための提案を行った。分担研究班で行った評価対象 21 事業所のうち、A 評価は 7 事業所、B 評価は 8 事業所、C 又は D 評価は 6 事業所であった。最高評価段階である S 評価の事業所はなかった。サンプルが少ないため、事業所の外部評価報告書の記載を総覧し、報告書の 3 項目である①「アセスメントと目標設定」、②「支援目標を達成するための具体的な支援」、③「支援の成果と利用者の満足度」のそれぞれについて全体としてまとめた。以上の分析手順と④「全体のまとめと助言」から、三つの課題が浮かび上がった。A 評価事業所にあって、B 評価事業所以下にないものは、「アセスメント結果と目標設定・支援計画・支援活動の具体的内容との有機的なつながり」、「個別設定と集団設定との適度なバランスミックス」であった。A・B 評価と、C・D 評価を分けるものは、「妥当なアセスメントを実施しているか否か」であった。一方、す

べての事業所に共通していたものは、「保護者対応、利用児への関わりが共感的である」という点であった。これらの結果に基づき、今後のサービス向上のために、具体的な提案を行った。

4. 放課後等デイサービス事業所の現状と今後の課題—外部評価の結果から—

放課後等デイサービス事業の外部評価報告書に基づいて、評価対象となった事業所の支援の実際を整理して課題を提示し、サービス向上のための提案を行った。研究分担班で行った事業所のうち、A 評価は 9 事業所、B 評価は 9 事業所、C 又は D 評価は 6 事業所であった。最高評価段階である S 評価の事業所はなかった。サンプルが少ないため、事業所の外部評価報告書の記載を総覧し、報告書の 3 項目である①「アセスメントと目標設定」、②「支援目標を達成するための具体的な支援」、③「支援の成果と利用者の満足度」のそれぞれについて全体としてまとめた。以上の分析手順と④「全体のまとめと助言」から、三つの課題が浮かび上がった。(1) フォーマルならびにインフォーマルなアセスメントの実施が不十分なため、利用者のニーズに合わせた個別の目標設定、手立てが曖昧であるなど、個別支援計画の客観性が乏しいこと、(2) 活動内容が「預かり(居場所づくり)」ならびに「特色のあるプログラム」のどちらかに偏っており、発達支援に資する包括的なプログラムの提供を行っている事業所が少ないこと、(3) 保護者への情報提供(利用者の活動実態に関する情報や福祉制度・サービスに関する情報)ならびに保護者支援(育児相談や発達相談など)に関わる活動は、運営上の問題(時間の確保が困難、職員の知識・スキル不足、他機関との連携不足など)により、取り組んでいる事業所が少ないこと、であった。

これらの結果に基づき、今後のサービス向上のために、これら三つの課題に対して具体的な提案を行った。

5. 今後の外部評価実施に向けての事業所ヒアリング—保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所の事業特徴に合わせた評価内容の検討と今後の課題—

本研究では、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所における障害児支援のためのサービスに関して、適切な外部評価が実施できるよう評価範囲や内容を提案することを目的として、保育所等訪問支援事業および盲ろう難聴児支援事業所を対象に、事業の特徴に合わせた評価項目および評価の着眼点に関してヒアリング調査を行った。保育所等訪問支援項目については、地域の福祉サービスや地域ニーズが異なる4つの地域において、保育所等訪問支援を実施している4事業所をヒアリング対象とし、保育所等訪問支援事業の実施特徴、および課題について検討した。「適切な経験のある支援者」に関する項目の評価の着眼点として、発達や障害特性を理解し専門性のある支援者であるとともに、訪問先である保育園や幼稚園、小学校の「保育・教育文化」を十分理解し、一方的に専門知見を押し付けることなく、調整役やコンサルテーションの能力をもった支援者であるべきことを追加する必要があることが指摘された。また、「訪問前の十分な連絡と調整の実施」に関する項目については、それ以前に、「地域の保育園・小学校への本事業の理解啓発」のために、丁寧に時間をかけて周知することが重要であることが示唆された。盲ろう項目については、調査対象3か所における盲ろう難聴児支援事業所に対して、外部評価を行った評価者と被評価者に、実施した外部評価について盲ろう難聴児支援項目及び着

眼点について項目の妥当性や気づきについてヒアリングした。また、盲ろう難聴児支援関係者のエキスパートレビューから、「生活支援を可視化すること」、「人工内耳手術後の総合的支援」等含める必要性が確認された。

6. 入所施設における現状と課題

入所している重症心身障害児をモデルに、サービスの質の向上のための課題と提案についての考察を行った。

日常生活上、利用者の不安を和らげ、自由意思を尊重して発達を促すことが、支援の中心であるべきと思われる。近年の重度の医療ケアを要する入所者に対する支援については、重症心身障害児への支援と基本的に同じと思われるが、日常的な医療ケアのもとに適切な支援を行うことは、今後の課題である。

7. 障害児支援事業所の外部評価の妥当性—事業所を対象としたアンケート調査の結果から

本研究は、研究班で実施した外部評価を受審した事業所および事業者がどのように受け止めたのかを把握し、さらなるシステム改善のために事業所目線での意見を聴取することを目的として実施した。外部評価外部評価実施後、外部評価を行った58の事業所に対して、Webアンケート調査を依頼し、1. 事業所について、2. 受けた外部評価について、3. 今後外部評価の制度を実施していく場合について、4. 評価者に関して、5. その他、について、項目を設定し回答してもらった。

外部評価を受審した結果、全体的な評価は高く、外部評価項目について自己評価を行うことにも全員が満足感を得ていた。外部評価は、専門家から客観的に助言をもらうことで事業所や自身のサービスの

質を改善することができるとの意見が多かった。外部評価の枠組みに関しては、所用日数は半日～1日、経費は1～2万円、受審間隔は3年、評価者の支援経験は10年以上などが望ましいと考えられていることが明らかとなった。研究班で開発した外部評価は、受審する当事者である事業所の視点から、障害児支援サービスの質の向上につながると考えられていることが示唆され、また今後の外部評価の改善を検討していく際の事業者目線での貴重な情報が得られた。

8. 障害児支援事業所の外部評価の妥当性—外部評価評価者を対象としたアンケート調査の結果から—

先行研究で考案された外部評価モデルに基づき、評価者養成講座を実施し、そこで養成された評価者に外部評価を実施していただいた。本研究では取り分け評価者からみた評価者養成講座および外部評価に関して、その有効性や有益性、今後のあり方に関して検討した。

回答者は養成講座を受講した全48名中28名(58.3%)であった。医療・福祉・保健領域での業務をしている、もしくは福祉事業の運営管理をしているもの、また児童福祉領域での経験年数も10年以上のものが概ね80%程度以上であった。

養成講座に関しては、理解できたかの問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答したものが96.4%とほとんどであった。

また外部評価自体に関しては、評価内容がサービスの質を評価しているかの問いに「そう思う」・「ややそう思う」と回答したものは85.8%であり、外部評価の目的と一致する結果となった。評価項目に関してもほとんどについて、「有用である」「やや有用である」との回答が得られ、評価項目としての有用性や妥当性が示された。また外部評価の実際のプロセスに関しても「保護者のアンケートの閲覧」以外

の項目は容易であったかの問いに70%近いものが「そう思う」「ややそう思う」と回答し、実施のしやすさにポジティブな評価であった。

さらに外部評価を実施することが有益かの問いに、評価を受ける事業所に対しては89.3%のものが、また、事業所の利用者、あるいは利用の検討段階にある者に対しては78.5%のものが「そう思う」「ややそう思う」と回答し、事業所、利用者双方にとって有益であろうことが示された。

今回の研究から考案された養成講座から評価の実施に渡る一連の外部評価モデルが、事業所および利用者の双方にとって有用・有益であることが示唆された。また実施のプロセスも現実的であることが示された。ただ今回の評価者となったものが経験年数10年以上と経験年数がやや多いものが多く、今後の普及を考えた場合、もう少し経験の少ないものでも実施可能かの検証や、そのための養成講座の改定が必要となる可能性がある。

D. 結論

本研究班で構築した外部評価項目、外部評価マニュアル、評価者養成講座カリキュラムへの事業者、評価者、保護者の評価は高く障害児福祉サービスの質の向上に役立てることが可能であることが確認され外部評価の有効性が明らかになった。今後は、現場で実施できるための方法を検討することが必要である。

E. 研究発表

別紙のとおり

F. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし